

堺市立上神谷小学校いじめ防止基本方針

上神谷小学校 生徒指導委員会

1. いじめの定義と基本的認識

いじめとは、 — 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの — と定義すること

平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法より

上記の考えのもと、全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

いじめの基本認識は、下記のとおりである。

いじめの基本認識

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢は以下のポイントである。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級づくり等の未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、家庭と連携して解決にあたる。
- ④学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

※いじめの解消している状態については単に謝罪によってではなく、次の点で判断する。

- ・ いじめの行為が止んでいる状態が3か月間継続していること
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないことをみとめること

2. いじめの未然防止の対策 ～いじめを生まない土壌づくり～

学校は、全教育活動のなかで、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

※感染症等に起因するいじめを起こさないように正しい認識を持たせるようにする。

○人権教育の充実

- ・いじめは、「相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させ、学校教育活動全体を通していじめ防止に資する取り組みを行う。
- ・児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑制する。

○体験活動の充実

- ・児童が、他者や自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体感する。
- ・福祉体験や障害者施設との交流、保育所や中学校との交流教育等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くために、異学年交流（たてわり活動等）や自主的な児童会活動を取り入れる。
- ・インターネットを通して発生するいじめの未然防止については、発達段階に合わせて、関係機関や保護者と協力しながら、ネットの危険性等について啓発する。

○児童に対して

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・児童が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つように、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」

を見たら先生や友だち等に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
また、知らせることは決して悪いことではないことも指導する。

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対しての指導を組織的に行う。

※配慮が必要な児童とは…

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・ルーツ等が外国にある児童
- ・性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童
- ・震災等で避難してきている児童

○学校全体として

- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、その結果と児童の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいたときは、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取り組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

○保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校通信、授業参観日の道徳の授業、協議員会、PTA実行委員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- ・保護者会やPTAの各種会議において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

3. いじめの早期発見・早期対応について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や登下校等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことに努める。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする。

- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮して、丁寧な対応を継続する。
 - ・教職員は担任を中心に、児童が形成するグループやそのグループ内の人間形成の把握にあたる。
 - ・気になる言動を察知したら、適切な指導とともに、人間関係の修復にあたる。
- ※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する

○日記や作文、連絡帳の活用

- ・日記や作文、連絡帳を活用し、担任と保護者・児童の三者が日ごろから連絡を密にすることで、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成するために、日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日ごろから気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的なアンケート実施期間を年3回設けて、児童等を対象とした教育相談を実施する。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子育て支援課などの外部の人材や機関を積極的に活用し、必要であれば児童や保護者とつなげる。

○家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導にかす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況のときに、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用ができるよう周知する。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織及び校内研修の実施

○学校内の組織

- ・いじめ防止対策委員会
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、当該担任、支援学級担任、養護教諭からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。
- ・学校でいじめを発見したり、相談を受けたら速やかにいじめ防止対策委員会で組織的な対応を協議する。
- ・必要に応じて中学校区のスクールカウンセラーや自治会長、南堺警察等、外部専門家が参加しながら対応する。

※月1回、職員会議等で生徒指導主任を中心に、低・中・高学年の担任で現状や指導についての情報の交換、共通指導についての話し合い情報の共有を行っておく。

○校内研修

教職員がさまざまないじめ問題に適切な対応ができるように、年1回以上、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等にいじめに関する校内研修を行ってもらい、カウンセリング能力の向上を計る。

5. ネット上のトラブル対策について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、4・5・6年生を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。特に保護者においてもこれらについての理解を求める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大なる被害が生じるおそれがあるときは、直ちに南堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. 重大事態への対処

児童、保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は報告・調査等にあたる。

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断する。

※学校が調査の主体となった場合は

- ①徹底した調査の実施（いじめ防止対策委員会）
- ②いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただしそのために説明を怠るようなことがないように留意する
- ③調査結果を教育委員会に報告
 - ・いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合はその所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。）

7. いじめ防止対策における留意事項

- ・いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をとめること。
- ・いじめを知らせてきた児童の安全を十分に確保すること。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えること。
- ・いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させること。
- ・学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう、留意すること。

8. 年間取組計画

学期	いじめ防止に関する取組	教科等との連携	担当者	連携する機関等	その他
1	・ 始業式、朝礼等での講話 ・ 生徒指導委員会 ・ 道徳、人権関連授業 ・ 児童ケース会議 ・ なかよし班の編成 ・ 家庭訪問 ・ 授業参観 ・ いじめアンケート 1 回目	・ 特別活動 ・ 道徳 ・ 国語	・ 担任 ・ 校長 ・ 特別支援コーディネーター ・ 人権主任 ・ 生徒指導主任	・ P T A ・ スクールカウンセラー ・ 学校協議員	いじめ関連研修会参加
2	・ 始業式、朝礼等での講話 ・ 生徒指導委員会 ・ 道徳、人権関連授業 ・ 児童ケース会議 ・ 非行防止教室実施 ・ ネットいじめ防止教室 ・ にんげん学習交流会 ・ にわだにっ子集会 ・ 授業参観 ・ いじめアンケート 2 回目	・ 特別活動 ・ 道徳 ・ 国語 ・ 総合的な学習の時間 ・ 保健授業	・ 担任 ・ 校長 ・ 特別支援コーディネーター ・ 人権主任 ・ 生徒指導主任	・ 南堺警察署 ・ P T A	堺人権夏期研究大会参加
3	・ 始業式、朝礼等での講話 ・ 生徒指導委員会 ・ 道徳、人権関連授業 ・ 児童ケース会議 ・ 授業参観 ・ いじめアンケート 3 回目	・ 特別活動 ・ 道徳 ・ 国語	・ 担任 ・ 校長 ・ 特別支援コーディネーター ・ 人権主任 ・ 生徒指導主任	・ P T A ・ 学校協議員	堺人権報告会